

関東信越国税局からの重要なお知らせ

令和3年7月から、国税局の組織である「業務センター室」（仮称）で、一部の税務署を対象に、申告書の入力などの内部事務の集約処理（内部事務のセンター化（※））を実施します。

納税者の皆様には、以下の事項につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（※）「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

郵送等による送付先の変更、窓口でのご相談

令和3年7月12日（月）以降、申告書等を郵送等により提出する場合の送付先が変わります。

申告書等を郵送等により提出する場合は、下表の送付先宛に送付をお願いします。

また、税務署窓口でのご相談は、事前予約が必要です。

※ 事前予約されずに窓口にお越しいただいても、相談対応できない場合がありますので、ご注意願います。

税務署にお越しいただく前に、電話による相談もできますので、まずは、電話相談センターをご利用ください。

【送付先及び電話番号】

所轄税務署	送付先		電話による問合せ先 （管轄税務署電話番号）
	郵便番号	宛名	
浦和署	330-9587	関東信越国税局業務センター	048-600-5400
大宮署			048-641-4945
前橋署	371-8587	関東信越国税局業務センター 前橋分室	027-224-4371
沼田署			0278-22-2131
中之条署			0279-75-3355
栃木署	328-8587	関東信越国税局業務センター 栃木分室	0282-22-0885
佐野署			0283-22-4366

※ 申告書等を郵送により提出する場合は、郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

【事前予約の受付】

上記所轄税務署の電話へお掛けいただくと自動音声案内が流れますので、「2」を選択し、面接相談の事前予約である旨を伝えてください。

【電話によるご相談】

上記所轄税務署の電話へお掛けいただくと自動音声案内が流れますので、「1」を選択後、ご相談内容に応じた番号を選択すると電話相談センターにつながります。